



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
平成25年11月19日

【照会先】

熊本労働局職業安定部職業対策課
課長 吉永光孝
課長補佐 福島満雄
(電話) 096-211-1704

報道関係者 各位

平成25年 障害者雇用状況の集計結果

熊本労働局（局長 峯 作二郎）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成25年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は、2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、厚生労働省が障害者の雇用義務がある事業主などに報告を求めているものです。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されています（民間企業の場合は1.8%→2.0%）。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.0%）

- ・雇用障害者数は3,574.0人と前年より8.1%増加。また、実雇用率は2.08%（前年比0.11ポイント増加）。
- ・法定雇用率達成企業の割合は51.5%（前年比2.9ポイント減少）。

<公的機関>（同2.3%）

- ・ 県 の 機 関：雇用障害者数 127.0人、実雇用率 2.44%
(前年比0.06ポイント減少)
- ・ 市町村の機関：雇用障害者数 335.5人、実雇用率 2.10%
(前年比0.07ポイント減少)
- ・ 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会(熊本県・熊本市)
雇用障害者数 209.0人、実雇用率 1.85%
(前年比0.18ポイント増加)

<特殊法人>（同2.3%）

- ・雇用障害者数 47.0人、実雇用率 2.11% (前年比0.21ポイント増加)

【熊本労働局の対応】

このような状況を踏まえ、熊本労働局においては、次のとおり指導の一層の強化を図ることとします。

- ◎ 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用率を達成すべき立場にあることから、未達成の機関に対しては、障害者採用計画通報書の作成を命じました。

当該採用計画の着実な推進を図るためのヒアリング実施、労働局幹部職員による機関のトップに対する呼出しによる指導等、実効ある取組みを行うよう指導します。

- ◎ 民間企業に対する法定雇用率達成に向けた指導の強化を図ることとし、指導基準に基づき、当該企業を管轄する公共職業安定所長から障害者雇入れ計画の作成を命じました。

当該雇入れ計画の着実な推進及び効果的な達成を図るため、労働局幹部職員による訪問指導等を実施します。

特に、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）及び障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）を重点指導対象とし、トライアル雇用等、各種助成金制度・雇用支援策の活用等による障害者雇用の促進を図ります。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は3,574.0人で、前年より8.1%増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は2,480.5人（対前年比4.4%増）、知的障害者は839.0人（同19.7%増）、精神障害者は254.5人（同11.1%増）と、いずれも前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、2.08%（前年は1.97%）と0.11ポイントの増加となった。また、法定雇用率達成企業の割合は51.5%（同54.4%）と2.9ポイントの減少となった。

〔総括表1、詳細表I-1〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、1,000人以上規模別企業で301.5と前年より減少したが、その他の規模の区分はすべて前年より増加した。
- ・ 実雇用率については、今年の民間企業全体（2.08%）との比較において、今年から新たに報告対象となった50～56人未満規模企業（3.64%）と、100～300人未満（2.22%）では上回っているが、それ以外の規模の区分では下回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合については、300～500人未満規模企業が62.3%と大きく増加したが、56～100人未満規模企業が49.5%、100～300人未満が55.5%、500～1,000人未満が38.8%、1,000人以上が30.0%と、前年より減少した。

〔詳細表I-2〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別における雇用されている障害者の数は、「医療・福祉」の1,271.5人（前年比158.5人増加）が最も多く、「製造業」の819.5人（前年比1人増加）、「卸売業、小売業」468.0人（前年比49人増加）と続いている。
- ・ 実雇用率については、「生活関連サービス業、娯楽業」（3.11%）、「医療・福祉」（2.92%）及び「運輸業・郵便業」（2.30%）、「複合サービス業」（2.13%）において民間企業全体（2.08%）を上回っているものの、それ以外の業種では下回っている。
なお、「不動産業、物品賃貸業」（0.27%）、「情報通信業」（0.92%）、「建設業」（1.13%）などにおいて法定雇用率（2.0%）を下回っている。〔詳細表I-3〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成25年の法定雇用率未達成企業は539社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、382社と70.9%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、333社と未達成企業に占める割合は、61.8%となっている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 熊本県の機関（法定雇用率2.3%）

熊本県の機関に在籍する障害者の数は127.0人（前年130.5人）、実雇用率については2.44%（前年2.50%）と全体での実雇用率は前年を上回った。

〔総括表2（1）・詳細表Ⅱ－1・Ⅲ－1〕

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

市町村の機関に在籍する障害者の数は335.5人（前年341.0人）、実雇用率については2.10%（前年2.17%）であり、障害者の数及び実雇用率ともには減少した。

54機関中39機関が達成している。

〔総括表2（2）・詳細表Ⅱ－2・Ⅲ－2・3〕

(3) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会

法定雇用率2.2%が適用される教育委員会に在籍する障害者の数は209.0人（前年188.0人）、実雇用率については1.85%（前年1.67%）といずれも前年を上回っているが、2機関とも法定雇用率を達成していない。

〔総括表2（3）・詳細表Ⅱ－3・Ⅲ－4〕

(4) 特殊法人（法定雇用率2.3%）

特殊法人に雇用されている障害者の数は47.0人（前年42.0人）、実雇用率については2.11%（前年1.90%）といずれも前年を上回っている。

2機関中1機関が達成している。

〔総括表2（4）・詳細表Ⅱ－4・Ⅲ－5〕

【 総括表 】

1 一般の民間企業における雇用状況

一般の民間企業（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	171,634.0人	3,574.0人	2.08%	573 / 1,112	51.5%
	(167,380.0人)	(3,305.0人)	(1.97%)	(535 / 983)	(54.4%)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 熊本県の機関（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
熊本県の機関	5,201.5人	127.0人	2.44%	2 / 2	100.0%
	(5,220.5人)	(130.5人)	(2.50%)	(1 / 2)	(50.0%)

(2) 市町村（教育委員会含む）の機関（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	16,008.5人	335.5人	2.10%	39 / 54	72.2%
	(15,738.5人)	(341.0人)	(2.17%)	(41 / 48)	(85.4%)

(3) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
法定雇用率	11,320.5人	209.0人	1.85%	0 / 2	0%
2.2%の機関	(11,277.0人)	(188.0人)	(1.67%)	(0 / 2)	(0%)

(4) 特殊法人等（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人等	2,224.5人	47.0人	2.11%	1 / 2	50.0%
	(2,211.5人)	(42.0人)	(1.90%)	(1 / 2)	(50.0%)

注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者・知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度障害者以外の身体及び知的並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 () 内は、平成24年6月1日現在の数値である。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | |
|---------------|---|
| ○ 民間企業 | 一般の民間企業 …………… 2. 0 %
(50人以上規模の企業) |
| | 特殊法人等 …………… 2. 3 %
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… 2. 2 %
(45.5人以上規模の機関) |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

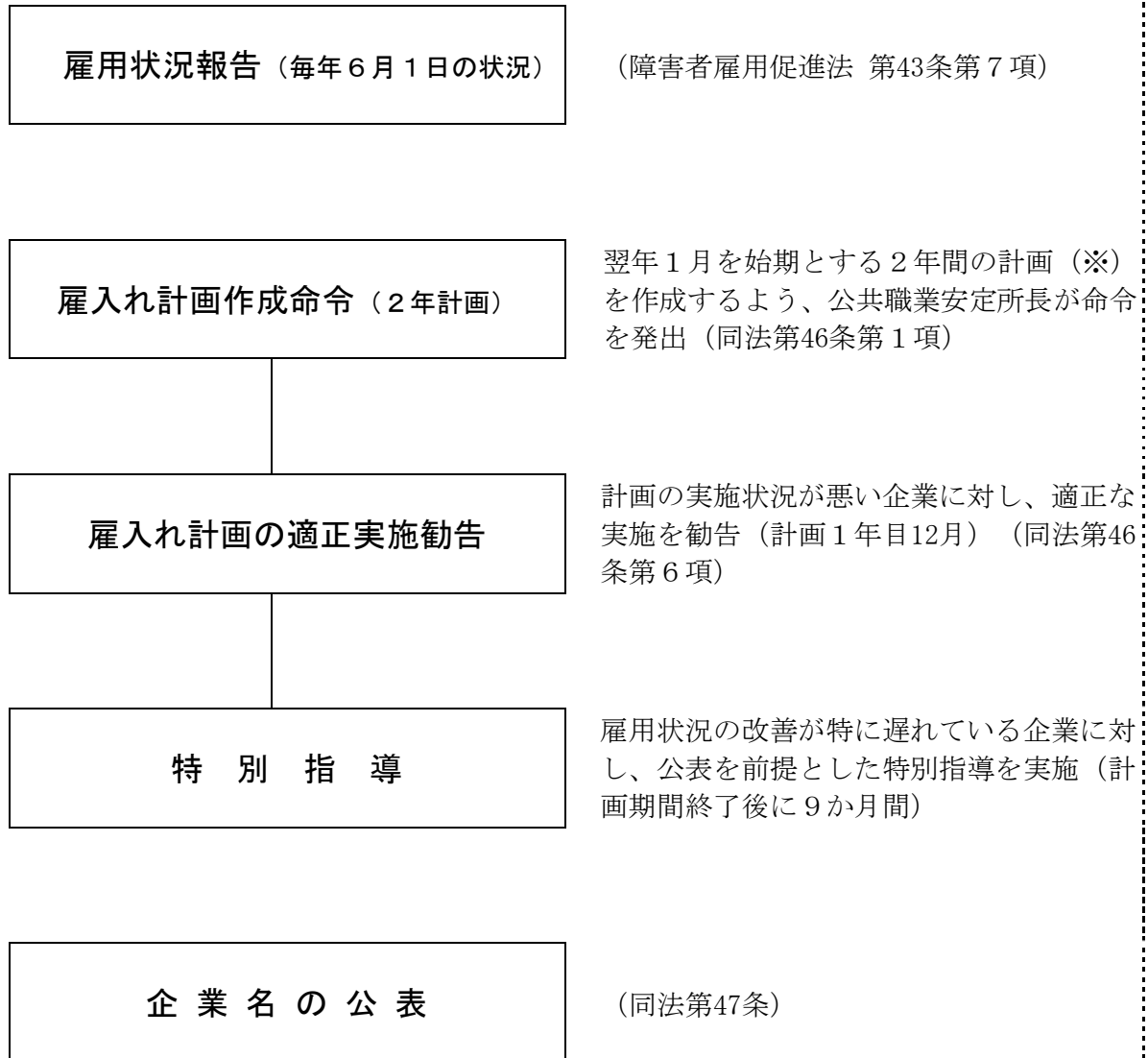
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



注：不足数の特に多い企業等については、当該企業の幹部に対し、労働局幹部による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成24年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 …………… 5社
 - 雇入れ計画を実施中の企業 …………… 10社 (24年度末現在)

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

(空白)

【 詳細表 】

平成25年6月1日現在における障害者の雇用状況

〈 目 次 〉

I 民間企業における雇用状況

1	概要	
(1)	民間企業の概要	10
(2)	障害種別雇用状況	10
2	企業規模別の雇用状況	
(1)	概要	11
(2)	障害種別雇用状況	11
3	産業別の雇用状況	
(1)	概要	12
(2)	障害種別雇用状況	13
(3)	製造業における雇用状況(概要)	14
(4)	製造業における障害種別雇用状況	15
4	民間企業における雇用状況の推移	16

II 地方公共団体等における在職状況

1	熊本県の機関	17
2	市町村の機関	17
3	法定雇用率2.2%が適用される教育委員会	18
4	特殊法人	18
5	地方公共団体等における障害種別雇用状況	19

III 公的機関の状況

1	熊本県の機関	20
2	市町村の教育委員会	20
3	市町村の機関	21
4	法定雇用率2.2%が適用される教育委員会	22
5	特殊法人	22

I 民間企業における雇用状況

1 概要

(1) 民間企業の概要

① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎と なる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
		A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 である短 時間労働 者	C. 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障 害者及 び知的障 害者並び に精神障 害者であ る短時間 労働者	E. 計 A×2+ B+C+ D×0.5	F. うち新規 雇用分			
企業 1, 112 (983)	人 171, 634. 0 (167, 380. 0)	人 743 (704)	人 103 (105)	人 1, 815 (1, 645)	人 340 (294)	人 3, 574. 0 (3, 305. 0)	人 316. 0 (317. 5)	% 2. 08 (1. 97)	企業 573 (535)	% 51. 5 (54. 4)

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとして③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとして③E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 ③A欄・C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③B欄・D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 ③F欄の「うち新規雇用分」とは、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 5 () 内は、平成24年6月1日現在の数値である。

(2) 障害種別雇用状況

① 障害者 の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
	A. 重度身 体障害 者	B. 重度身 体障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重度以 外の身 体障害 者であ る短時 間労働 者	E. 計 A×2 +B+ C+ D×0.5	F. うち 新規 雇用 分	A. 重度知 的障害 者	B. 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の知 的障害 者	D. 重度以 外の知 的障害 者であ る短時 間労働 者	E. 計 A×2 +B+ C+ D×0.5	F. うち 新規 雇用 分	C. 精神 障害 者	D. 精神 障害 者で ある 短時 間労働 者	E. 計 C+D ×0.5	F. うち 新規 雇用 分
人 3, 574. 0 (3, 305. 0)	人 619 (591)	人 82 (84)	人 1, 102 (1, 062)	人 117 (94)	人 2, 480. 5 (2, 375. 0)	人 194. 5 (210. 5)	人 124 (113)	人 21 (21)	人 507 (408)	人 126 (92)	人 839. 0 (701. 0)	人 81. 5 (64. 0)	人 206 (175)	人 97 (108)	人 254. 5 (229. 0)	人 40. 0 (43. 0)

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E欄、③E欄及び④C欄の計である。
- 2 ②A欄の重度障害者、③A欄の重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてそれぞれE欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、②～④D欄の身体、知的、精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしてE欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 ②A欄・C欄、③A欄・C欄及び④C欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②B欄・D欄、③B欄・D欄及び④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 ②F欄、③F欄及び④F欄の「うち新規雇用分」とは、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 5 () 内は、平成24年6月1日現在の数値である。

2 企業規模別の雇用状況

(1) 概要

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎と なる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇 用率達 成企業 の数	⑥ 法定雇 用率達 成企業 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 である 短時間 労働者	E. 計 A×2+ B+C+ D×0.5	F. うち新 規雇用 分			
規模計	企業 1,112 人 (983)	人 171,634.0 (167,380.0)	人 743 (704)	人 103 (105)	人 1,815 (1,645)	人 340 (294)	人 3,574.0 (3,305.0)	人 316.0 (317.5)	% 2.08 (1.97)	企業 573 (535)	% 51.5 (54.4)
50～ 56未満	67 (***)	3,541.0 (***)	23 (***)	2 (***)	76 (***)	10 (***)	129.0 (***)	15.0 (***)	3.64 (***)	27 (***)	40.3 (***)
56～ 100未満	465 (406)	33,493.0 (29,850.5)	105 (101)	39 (37)	387 (363)	114 (124)	693.0 (664.0)	76.5 (66.0)	2.07 (2.22)	230 (211)	49.5 (52.0)
100～ 300未満	452 (448)	67,380.0 (66,627.0)	299 (289)	33 (33)	787 (739)	153 (103)	1,494.5 (1,401.5)	124.5 (134.5)	2.22 (2.10)	251 (260)	55.5 (58.0)
300～ 500未満	69 (71)	22,131.0 (23,491.0)	113 (106)	6 (10)	200 (179)	23 (26)	443.5 (414.0)	46.5 (29.0)	2.00 (1.76)	43 (38)	62.3 (53.5)
500～ 1000未満	49 (47)	28,649.5 (28,313.5)	127 (124)	19 (22)	224 (206)	31 (32)	512.5 (492.0)	42.5 (68.5)	1.79 (1.74)	19 (21)	38.8 (44.7)
1,000以上	10 (11)	16,439.5 (19,098.0)	76 (84)	4 (3)	141 (158)	9 (9)	301.5 (333.5)	11.0 (19.5)	1.83 (1.75)	3 (5)	30.0 (45.5)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者 の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		A. 重度身 体障害 者	B. 重度身 体障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重度以 外の身 体障害 者であ る短時 間労働 者	E. 計 A×2 +B+ C×0.5	F. うち 新規 雇用 分	A. 重度 知的 障害 者	B. 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の知 的障害 者	D. 重度以 外の知 的障害 者であ る短時 間労働 者	E. 計 A×2 +B+ C×0.5	F. うち 新規 雇用 分	C. 精神障 害者	D. 精神障 害者で ある短 時間労 働者	E. 計 C+D ×0.5	F. うち 新規 雇用 分
規模計	人 3,574.0 人 (3,305.0)	人 619 (591)	人 82 (84)	人 1,102 (1,062)	人 117 (94)	人 2,480.5 (2,375.0)	人 194.5 (210.5)	人 124 (113)	人 21 (21)	人 507 (408)	人 126 (92)	人 839.0 (701.0)	人 81.5 (64.0)	人 206 (175)	人 97 (108)	人 254.5 (229.0)	人 40.0 (43.0)
50～ 56未満	129.0 (***)	9 (***)	1 (***)	28 (***)	6 (***)	50.0 (***)	***	14 (***)	1 (***)	34 (***)	3 (***)	64.5 (***)	***	14 (***)	1 (***)	14.5 (***)	***
56～ 100未満	693.0 (664.0)	96 (91)	32 (30)	191 (177)	16 (20)	423.0 (399.0)	***	9 (10)	7 (7)	103 (87)	42 (34)	149.0 (131.0)	***	93 (99)	56 (70)	121.0 (134.0)	***
100～ 300未満	1,494.5 (1,401.5)	229 (216)	24 (24)	445 (442)	58 (38)	956.0 (917.0)	***	70 (73)	9 (9)	286 (255)	70 (47)	470.0 (433.5)	***	56 (42)	25 (18)	68.5 (51.0)	***
300～ 500未満	443.5 (414.0)	106 (100)	5 (8)	156 (150)	14 (13)	380.0 (364.5)	***	7 (6)	1 (2)	31 (21)	5 (7)	48.5 (38.5)	***	13 (8)	4 (6)	15.0 (11.0)	***
500～ 1000未満	512.5 (492.0)	106 (103)	16 (19)	171 (165)	14 (15)	406.0 (397.5)	***	21 (21)	3 (3)	32 (26)	6 (4)	80.0 (73.0)	***	21 (15)	11 (13)	26.5 (21.5)	***
1,000以上	301.5 (333.5)	73 (81)	4 (3)	111 (128)	9 (8)	265.5 (297.0)	***	3 (3)	0 (0)	21 (19)	0 (0)	27.0 (25.0)	***	9 (11)	0 (1)	9.0 (11.5)	***

3 産業別の雇用状況

(1) 概要

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎と なる労働者 数	③ 障害者の数						④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇 用率達 成企業 の数	⑥ 法定雇 用率達 成企業 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 的障害 者並び に精 神障害 者であ る短時 間労働 者	E. 計 A×2+ B+C+ D×0.5	F. うち新 規雇用 分			
産業計	1,112 (983)	171,634.0 (167,380.0)	743 (704)	103 (105)	1,815 (1,645)	340 (294)	3,574.0 (3,305.0)	316.0 (317.5)	2.08 (1.97)	573 (535)	51.5 (54.4)
農業、林業、 漁業、鉱業	6 (4)	544.0 (413.5)	1 (1)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	8.0 (7.0)	0.0 (0.0)	1.47 (1.69)	4 (3)	66.7 (75.0)
建設業	31 (24)	3,085.5 (2,774.5)	8 (6)	0 (0)	19 (26)	0 (0)	35.0 (38.0)	1.0 (0.0)	1.13 (1.37)	14 (12)	45.2 (50.0)
製造業	235 (215)	43,447.5 (44,677.5)	190 (196)	8 (6)	424 (414)	15 (13)	819.5 (818.5)	52.5 (52.0)	1.89 (1.83)	135 (134)	57.4 (62.3)
情報通信業	29 (25)	3,592.5 (3,409.5)	9 (9)	0 (0)	15 (18)	0 (0)	33.0 (36.0)	2.0 (0.0)	0.92 (1.06)	5 (7)	17.2 (28.0)
運輸業、 郵便業	60 (50)	7,370.5 (6,926.5)	32 (26)	2 (2)	93 (81)	21 (18)	169.5 (144.0)	28.5 (30.0)	2.30 (2.08)	28 (29)	46.7 (58.0)
卸売業、 小売業	158 (145)	29,731.0 (28,891.5)	99 (89)	20 (22)	228 (196)	44 (46)	468.0 (419.0)	47.0 (32.0)	1.57 (1.45)	58 (51)	36.7 (35.2)
金融業、 保険業	13 (14)	4,629.0 (6,289.5)	24 (28)	0 (0)	36 (46)	4 (1)	86.0 (102.5)	3.0 (1.0)	1.86 (1.63)	9 (7)	69.2 (50.0)
不動産業、 物品賃貸業	17 (12)	1,471.0 (1,191.0)	1 (2)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	4.0 (7.0)	2.0 (2.0)	0.27 (0.59)	1 (3)	5.9 (25.0)
宿泊業、 飲食サービス業	30 (30)	4,191.0 (4,262.0)	8 (9)	2 (2)	30 (26)	4 (4)	50.0 (48.0)	5.5 (7.5)	1.19 (1.13)	11 (12)	36.7 (40.0)
生活関連 サービス業、 娯楽業	38 (32)	6,324.0 (5,328.5)	31 (24)	6 (8)	123 (110)	11 (15)	196.5 (173.5)	9.0 (27.5)	3.11 (3.26)	20 (18)	52.6 (56.3)
教育・学習 支援業	30 (25)	3,242.0 (2,872.0)	18 (15)	2 (1)	25 (26)	0 (0)	63.0 (57.0)	1.0 (2.0)	1.94 (1.98)	19 (17)	63.3 (68.0)
医療・福祉	344 (299)	43,484.0 (40,511.0)	258 (237)	50 (51)	601 (501)	209 (174)	1,271.5 (1,113.0)	114.0 (112.5)	2.92 (2.75)	211 (187)	61.3 (62.5)
複合サービス業	27 (25)	8,416.5 (8,387.0)	32 (32)	1 (1)	114 (112)	1 (0)	179.5 (177.0)	15.0 (14.0)	2.13 (2.11)	14 (12)	51.9 (48.0)
サービス業 (他に分類さ れないもの)	83 (72)	11,128.0 (10,539.0)	28 (27)	12 (12)	94 (76)	31 (23)	177.5 (153.5)	34.5 (37.0)	1.60 (1.46)	39 (38)	47.0 (52.8)
その他 (上記以外 の産業)	11 (11)	977.5 (907.0)	4 (3)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	13.0 (11.0)	1.0 (0.0)	1.33 (1.21)	5 (5)	45.5 (45.5)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2 +B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2 +B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 C+D ×0.5	F. うち新規雇用分
産業計	3,574.0 (3,305.0)	619 (591)	82 (84)	1,102 (1,062)	117 (94)	2,480.5 (2,375.0)	194.5 (210.5)	124 (113)	21 (21)	507 (408)	126 (92)	839.0 (701.0)	81.5 (64.0)	206 (175)	97 (108)	254.5 (229.0)	40.0 (43.0)
農業、林業、 漁業、鉱業	8.0 (7.0)	1 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	7.0 (6.0)	***	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	***	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	***
建設業	35.0 (38.0)	8 (6)	0 (0)	17 (24)	0 (0)	33.0 (36.0)	***	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	***	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	***
製造業	819.5 (818.5)	177 (183)	7 (6)	304 (311)	8 (7)	669.0 (686.5)	***	13 (13)	1 (0)	94 (83)	3 (3)	122.5 (110.5)	***	26 (20)	4 (3)	28.0 (21.5)	***
情報通信業	33.0 (36.0)	9 (9)	0 (0)	14 (17)	0 (0)	32.0 (35.0)	***	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	***	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	***
運輸業、 郵便業	169.5 (144.0)	31 (25)	2 (2)	61 (59)	5 (4)	127.5 (113.0)	***	1 (1)	0 (0)	19 (10)	12 (11)	27.0 (17.5)	***	13 (12)	4 (3)	15.0 (13.5)	***
卸売業、 小売業	468.0 (419.0)	78 (69)	16 (19)	143 (131)	25 (23)	327.5 (299.5)	***	21 (20)	4 (3)	71 (55)	10 (9)	122.0 (102.5)	***	14 (10)	9 (14)	18.5 (17.0)	***
金融業、 保険業	86.0 (102.5)	24 (28)	0 (0)	36 (45)	4 (1)	86.0 (101.5)	***	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	***	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	***
不動産業、 物品賃貸業	4.0 (7.0)	1 (2)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	4.0 (7.0)	***	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	***	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	***
宿泊業、 飲食サービス業	50.0 (48.0)	6 (7)	1 (2)	21 (19)	1 (2)	34.5 (36.0)	***	2 (2)	1 (0)	7 (5)	3 (2)	13.5 (10.0)	***	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	***
生活関連 サービス業、 娯楽業	196.5 (173.5)	18 (12)	5 (7)	40 (29)	6 (9)	84.0 (64.5)	***	13 (12)	1 (1)	73 (73)	4 (5)	102.0 (100.5)	***	10 (8)	1 (1)	10.5 (8.5)	***
教育・学習 支援業	63.0 (57.0)	18 (15)	2 (1)	24 (25)	0 (0)	62.0 (56.0)	***	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	***	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	***
医療・福祉	1,271.5 (1,113.0)	184 (172)	40 (39)	315 (284)	46 (31)	746.0 (682.5)	***	74 (65)	10 (12)	207 (161)	87 (59)	408.5 (332.5)	***	79 (56)	76 (84)	117.0 (98.0)	***
複合サービス業	179.5 (177.0)	32 (32)	1 (1)	51 (49)	1 (0)	116.5 (114.0)	***	0 (0)	0 (0)	14 (10)	0 (0)	14.0 (10.0)	***	49 (53)	0 (0)	49.0 (53.0)	***
サービス業 (他に分類さ れないもの)	177.5 (153.5)	28 (27)	8 (7)	64 (59)	21 (17)	138.5 (128.5)	***	0 (0)	4 (5)	21 (10)	7 (3)	28.5 (16.5)	***	9 (7)	3 (3)	10.5 (8.5)	***
その他 (上記以外 の産業)	13.0 (11.0)	4 (3)	0 (0)	5 (3)	0 (0)	13.0 (9.0)	***	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	***	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	***

(3) 製造業における雇用状況（概要）

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎と なる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇 用率達 成企業 の数	⑥ 法定雇 用率達 成企業 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者であ る短時 間労働 者	E. 計 A×2+ B+C+ D×0.5	F. うち新 規雇用 分			
製造業計	企業 235 (215)	人 43,447.5 (44,677.5)	人 190 (196)	人 8 (6)	人 424 (414)	人 15 (13)	人 819.5 (818.5)	人 52.5 (52.0)	% 1.89 (1.83)	企業 135 (134)	% 57.4 (62.3)
食料品・ たばこ	57 (48)	7,350.0 (7,122.0)	23 (18)	7 (4)	103 (91)	3 (3)	157.5 (132.5)	22.0 (11.0)	2.14 (1.86)	36 (30)	63.2 (62.5)
繊維・衣服	11 (9)	1,254.5 (1,075.5)	7 (8)	1 (1)	11 (9)	2 (2)	27.0 (27.0)	1.0 (2.0)	2.15 (2.51)	8 (8)	72.7 (88.9)
木材・家具	6 (6)	474.5 (594.0)	0 (1)	0 (0)	3 (7)	0 (0)	3.0 (9.0)	0.0 (0.0)	0.63 (1.52)	1 (3)	16.7 (50.0)
パルプ・ 紙・印刷	11 (12)	1,265.0 (1,488.0)	5 (5)	0 (0)	11 (13)	0 (2)	21.0 (24.0)	0.0 (0.0)	1.66 (1.61)	5 (6)	45.5 (50.0)
化学工業	21 (19)	4,256.5 (4,064.5)	14 (14)	0 (1)	36 (29)	2 (2)	65.0 (59.0)	3.0 (1.0)	1.53 (1.45)	8 (7)	38.1 (36.8)
窯業・土石	12 (8)	1,489.0 (1,232.0)	5 (5)	0 (0)	18 (13)	1 (1)	28.5 (23.5)	0.0 (1.0)	1.91 (1.91)	7 (6)	58.3 (75.0)
非鉄金属	5 (5)	1,230.5 (1,245.5)	5 (5)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	18.0 (17.0)	2.0 (4.0)	1.46 (1.36)	1 (1)	20.0 (20.0)
金属製品	19 (18)	2,466.5 (2,465.5)	9 (11)	0 (0)	20 (16)	3 (0)	39.5 (38.0)	1.5 (0.0)	1.60 (1.54)	8 (11)	42.1 (61.1)
電気機械	29 (30)	6,288.5 (8,470.5)	26 (30)	0 (0)	52 (70)	1 (2)	104.5 (131.0)	9.0 (16.0)	1.66 (1.55)	15 (15)	51.7 (50.0)
その他機械	35 (34)	9,384.5 (7,722.0)	61 (54)	0 (0)	86 (74)	1 (0)	208.5 (182.0)	11.0 (8.0)	2.22 (2.36)	26 (26)	74.3 (76.5)
その他	29 (26)	7,988.0 (9,198.0)	35 (45)	0 (0)	76 (85)	2 (1)	147.0 (175.5)	3.0 (9.0)	1.84 (1.91)	20 (21)	69.0 (80.8)

(4) 製造業における障害種別雇用状況

区 分	① 障害者 の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		A. 重度身 体障害 者	B. 重度身 体障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重度以 外の身 体障害 者であ る短時 間労働 者	E. 計 A×2 +B+ C+D ×0.5	A. 重度知 的障害 者	B. 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の知 的障害 者	D. 重度以 外の知 的障害 者であ る短時 間労働 者	E. 計 A×2 +B+ C+D ×0.5	C. 精神障 害者	D. 精神障 害者で ある短 時間労 働者	E. 計 C+D ×0.5
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	819.5 (818.5)	177 (183)	7 (6)	304 (311)	8 (7)	669.0 (686.5)	13 (13)	1 (0)	94 (83)	3 (3)	122.5 (110.5)	26 (20)	4 (3)	28.0 (21.5)
食料品・ たばこ	157.5 (132.5)	20 (15)	6 (4)	57 (55)	2 (2)	104.0 (90.0)	3 (3)	1 (0)	40 (31)	1 (1)	47.5 (37.5)	6 (5)	0 (0)	6.0 (5.0)
繊維工業	27.0 (27.0)	7 (8)	1 (1)	7 (5)	2 (1)	23.0 (22.5)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	0 (0)	0 (1)	0.0 (0.5)
木材・家具	3.0 (9.0)	0 (1)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	3.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)
パルプ・ 紙・印刷	21.0 (24.0)	5 (5)	0 (0)	9 (12)	0 (1)	19.0 (22.5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (0)	0 (1)	1.0 (0.5)
化学工業	65.0 (59.0)	10 (10)	0 (1)	28 (25)	0 (0)	48.0 (46.0)	4 (4)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	12.5 (12.5)	4 (0)	1 (1)	4.5 (0.5)
窯業・土石	28.5 (23.5)	3 (3)	0 (0)	14 (11)	1 (1)	20.5 (17.5)	2 (2)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	8.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
非鉄金属	18.0 (17.0)	5 (5)	0 (0)	7 (6)	0 (0)	17.0 (16.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
金属製品	39.5 (38.0)	9 (11)	0 (0)	18 (14)	1 (0)	36.5 (36.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (1)	2 (0)	2.0 (1.0)
電気機械	104.5 (131.0)	25 (30)	0 (0)	35 (51)	1 (1)	85.5 (111.5)	1 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (1)	15.0 (13.5)	4 (6)	0 (0)	4.0 (6.0)
その他機械	208.5 (182.0)	59 (51)	0 (0)	65 (53)	0 (0)	183.0 (155.0)	2 (3)	0 (0)	15 (16)	0 (0)	19.0 (22.0)	6 (5)	1 (0)	6.5 (5.0)
その他	147.0 (175.5)	34 (44)	0 (0)	61 (74)	1 (1)	129.5 (162.5)	1 (1)	0 (0)	11 (9)	1 (0)	13.5 (11.0)	4 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)

4 民間企業における雇用状況の推移

年 度		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
企業数		722	787	847	916	932	912	918	948	983	1,112
雇用状況 (人)	常用労働者数	126,938	134,328	140,436	149,824	155,475	146,063	147,489	160,236.5	167,380.0	171,634.0
	障害者数	2,284	2,447	2,585.5	2,867.0	2,975.5	2,925.5	2,922.0	3,198.0	3,305.0	3,574.0
雇用率 (%)	熊本県	1.80	1.82	1.84	1.91	1.91	2.00	1.98	2.00	1.97	2.08
	全 国	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76
達成企業の割合 (%)	熊本県	51.7	53.6	54.0	55.2	56.4	58.0	59.0	56.5	54.4	51.5
	全 国	41.7	42.1	43.4	43.8	44.9	45.5	47.0	45.3	46.8	42.7

注 1 法定雇用率の推移

昭和62年以前～1.5%、昭和63年4月～1.6%、平成10年7月～1.8%、平成25年4月～2.0%の法定雇用率となっている。

2 算定対象となる障害者の推移

～昭和62年 …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者

平成5年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者（短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～ …… 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）

3 調査対象企業の推移

昭和63年～ …… 常用労働者数63人以上規模の企業

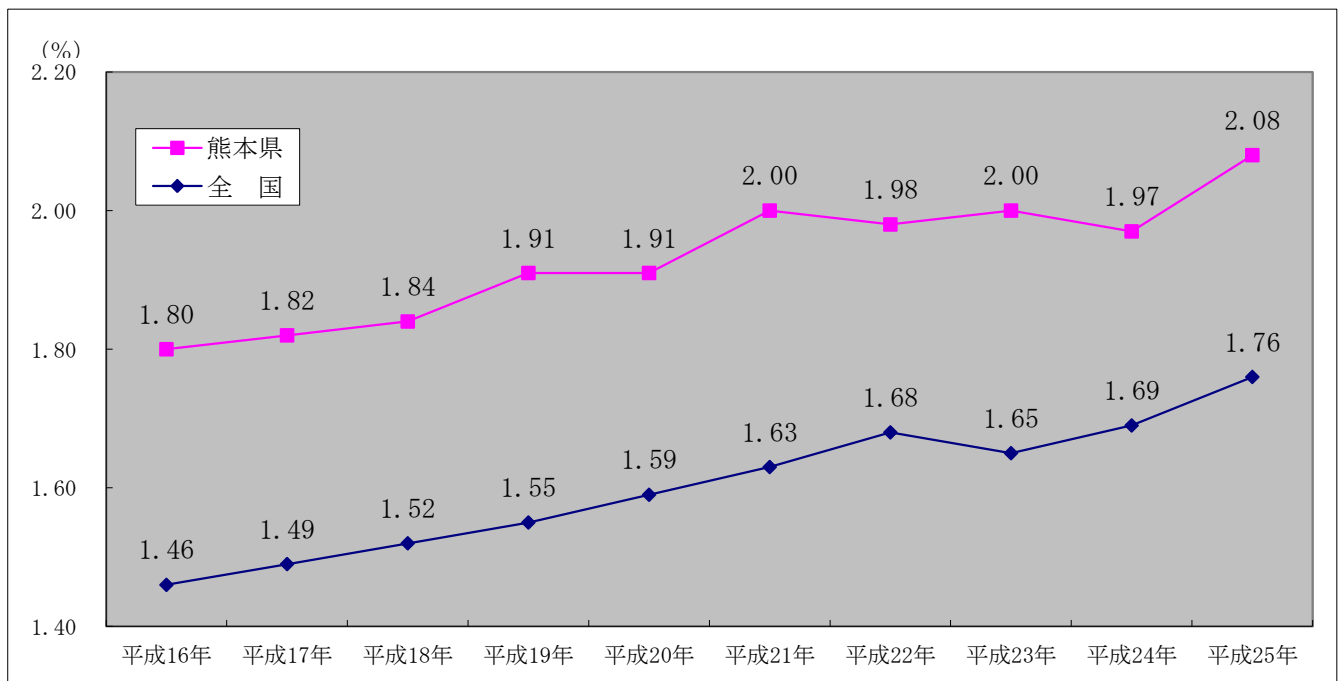
平成11年～ …… 常用労働者数56人以上規模の企業

平成25年～ …… 常用労働者数50人以上規模の企業

4 常用労働者の範囲

平成23年～ …… 常用労働者に短時間労働者（週20時間以上30時間未満）を含める。（0.5カウント）

民間企業の障害者実雇用率の推移



II 地方公共団体等における在職状況

1 熊本県の機関（法定雇用率2.3%）

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用 率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇 用率達 成機関 の数	⑥ 法定雇 用率達 成機関 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者であ る短時 間勤務 職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新 規雇用 分			
機関計	機関数 2 (2)	人 5,201.5 (5,220.5)	人 32 (33)	人 0 (0)	人 61 (62)	人 4 (5.0)	人 127.0 (130.5)	人 6.0 (4.0)	% 2.44 (2.50)	機関 2 (1)	% 100.0 (50.0)

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとして③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとして③E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 ③A欄・C欄は1週間の所定勤務時間が30時間以上の勤務者であり、③B欄・D欄は1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の勤務者である。
- 4 ③F欄の「うち新規雇用分」とは、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 5 () 内は、平成24年6月1日現在の数値である。

2 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用 率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇 用率達 成機関 の数	⑥ 法定雇 用率達 成機関 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者であ る短時 間勤務 職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新 規雇用 分			
機関計	機関数 54 (48)	人 16,008.5 (15,738.5)	人 68 (72)	人 13 (16)	人 170 (166)	人 33 (30.0)	人 335.5 (341.0)	人 28.0 (13.5)	% 2.10 (2.17)	機関 39 (41)	% 72.2 (85.4)
市町村	51 (45)	15,763.5 (15,499.5)	68 (71)	13 (16)	166 (161)	33 (30.0)	331.5 (334.0)	28.0 (13.5)	2.10 (2.15)	37 (38)	72.5 (84.4)
市町村 教育委員会	3 (3)	245.0 (239.0)	0 (1)	0 (0)	4 (5)	0 (0.0)	4.0 (7.0)	0.0 (0.0)	1.63 (2.93)	2 (3)	66.7 (100.0)

3 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会（法定雇用率2.2%）

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇 用率達 成機関 の数	⑥ 法定雇 用率達 成機関 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者であ る短時 間勤務 職員	E. 計 A×2+ B+C+ D×0.5	F. うち新 規雇用 分			
機関計	機関数 2 (2)	人 11,320.5 (11,277.0)	人 53 (50)	人 4 (0)	人 91 (87)	人 16 (2.0)	人 209.0 (188.0)	人 16.5 (9.0)	% 1.85 (1.67)	機関 0 (0)	% 0 (0)

4 特殊法人（法定雇用率2.3%）

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 労働者 数	③ 障害者の数						④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇 用率達 成法人 の数	⑥ 法定雇 用率達 成法人 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者であ る短時 間労働 者	E. 計 A×2+ B+C+ D×0.5	F. うち新 規雇用 分			
機関計	機関数 2 (2)	人 2,224.5 (2,211.5)	人 17 (14)	人 1 (0)	人 12 (14)	人 0 (0.0)	人 47.0 (42.0)	人 7.0 (8.0)	% 2.11 (1.90)	機関 1 (1)	% 50.0 (50.0)

5 地方公共団体等における障害種別雇用状況

① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間職員	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間職員	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間職員	E. 計 C+D×0.5	F. うち新規雇用分
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
718.5	159	18	308	33	660.5	40.5	11	0	5	10	32.0	12.5	21	10	26.0	4.5
(701.5)	(161)	(16)	(307)	(27)	(658.5)	(21.0)	(8)	(0)	(4)	(3)	(21.5)	(10.5)	(18)	(7)	(21.5)	(1.5)

注 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E欄、③E欄及び④E欄の計である。

2 ②A欄の重度障害者、③A欄の重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてそれぞれE欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、②欄のD欄、③D欄及び④D欄の短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしてE欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

3 ②A欄・C欄、③A欄・C欄及び④C欄は、1週間の所定勤務時間が30時間以上の勤務者であり、②B欄及びD欄、B欄及びD欄、④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の勤務者である。

4 ②F欄、③F欄及び④F欄の「うち新規雇用分」とは、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

5 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。

Ⅲ 公的機関の状況

1 熊本県の機関（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	5,201.5	127.0	2.44	0.0	
熊本県知事部局	4,704.5	116.0	2.47	0.0	
熊本県警察本部	497.0	11.0	2.21	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数・知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間以外の重度身体障害者・重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するもの人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

2 市町村の教育委員会（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	245.0	4.0	1.63	2.0	
菊池市教育委員会	105.0	0.0	0.00	2.0	
山鹿市教育委員会	92.0	3.0	3.26	0.0	
阿蘇市教育委員会	48.0	1.0	2.08	0.0	

3 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
合 計	15,763.5	331.5	2.10	35.0	
熊本市	3,984.5	83.0	2.08	8.0	
八代市	1,065.0	22.0	2.07	2.0	公表までに不足数0.0人に。特例認定あり（教委・水道含む）
人吉市	399.0	10.0	2.51	0.0	特例認定あり（教委含む）
荒尾市	324.0	7.0	2.16	0.0	
水俣市	239.5	2.5	1.04	2.5	
玉名市	599.0	14.0	2.34	0.0	特例認定あり（教委含む）
天草市	1,279.0	19.5	1.52	9.5	特例認定あり（教委含む）
山鹿市	597.0	13.0	2.18	0.0	
菊池市	452.0	6.5	1.44	3.5	
宇土市	304.0	7.0	2.30	0.0	特例認定あり（教委含む）
上天草市	539.0	13.0	2.41	0.0	特例認定あり（教委含む）
宇城市	507.5	10.5	2.07	0.5	特例認定あり（教委含む）
合志市	424.5	7.5	1.77	1.5	公表までに不足数0.0人に。特例認定あり（教委含む）
阿蘇市	332.0	7.0	2.11	0.0	特例認定あり（水道含む）
美里町	117.5	2.5	2.13	0.0	
玉東町	56.5	1.5	2.65	0.0	
和水町	187.0	4.0	2.14	0.0	
南関町	104.5	2.0	1.91	0.0	
長洲町	103.0	7.0	6.80	0.0	
大津町	174.5	5.0	2.87	0.0	
菊陽町	218.0	7.0	3.21	0.0	
南小国町	73.0	1.0	1.37	0.0	
小国町	136.0	2.5	1.84	0.5	
産山村	44.0	1.0	2.27	0.0	
高森町	74.0	3.0	4.05	0.0	
南阿蘇村	166.0	3.0	1.81	0.0	
西原村	68.0	1.0	1.47	0.0	
御船町	128.0	5.0	3.91	0.0	
嘉島町	71.0	2.0	2.82	0.0	
益城町	186.0	3.0	1.61	1.0	
甲佐町	105.0	5.0	4.76	0.0	
山都町	237.0	5.0	2.11	0.0	
氷川町	101.0	2.0	1.98	0.0	
芦北町	217.0	4.5	2.07	0.0	
津奈木町	89.0	2.0	2.25	0.0	
錦町	86.5	1.0	1.16	0.0	
あさぎり町	188.5	4.0	2.12	0.0	
多良木町	92.0	2.0	2.17	0.0	
湯前町	59.0	1.0	1.69	0.0	
水上村	53.0	1.0	1.89	0.0	
相良村	59.0	1.0	1.69	0.0	
五木村	48.0	0.0	0.00	1.0	
山江村	63.5	1.0	1.57	0.0	
球磨村	74.5	4.0	5.37	0.0	
苓北町	95.0	0.0	0.00	2.0	
熊本市交通局	120.5	3.0	2.49	0.0	
熊本市上下水道局	473.0	9.0	1.90	1.0	
熊本市病院局	332.5	6.0	1.80	1.0	
荒尾市民病院	171.0	3.0	1.75	0.0	
天草市病院事業部	98.5	4.0	4.06	0.0	
和水町立病院	47.0	0.0	0.00	1.0	

4 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	11,320.5	209.0	1.85	40.0	
熊本県教育委員会	8,138.5	163.5	2.01	15.5	
熊本市教育委員会	3,182.0	45.5	1.43	24.5	

5 特殊法人（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	2,224.5	47.0	2.11	3.0	
国立大学法人熊本大学	2,094.5	45.0	2.15	3.0	
公立大学法人熊本県立大学	130.0	2.0	1.54	0.0	